

第1表 料金（工事費、証明手数料及び付随サービスに関する料金等を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第51条（基本使用料等の支払い義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

1-1 適用

基本使用料の適用	
(1) 料金種別の選択等	<p>ア 当社は、2（料金額）に規定する料金種別（以下「料金種別」といいます。）により、基本使用料を適用します。</p> <p>イ 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は3G サービス(i)契約者は、3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は3G サービス(i)の利用に先立って、料金種別のいずれかを選択していただきます。</p> <p>ただし、料金種別第7種I又は第4種DFIについては、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するものと当社が認める場合(料金種別第7種I又は第4種DFIについては、この基本使用料の適用に規定する場合のほか、当社が別に定めるところによります。)は、選択することができません。</p> <p>ウ (削除)</p> <p>エ (削除)</p> <p>オ 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は3G サービス(i)契約者は、料金種別を変更するときは、そのことをサービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>カ 当社は、オの届出があったときは、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金の翌料金月から変更後の料金種別の料金額を適用します。</p> <p>ただし、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。</p> <p>キ 当社は、基本使用料について料金種別第7種I又は第4種DFIを選択している契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するものと当社が認める場合(料金種別第7種I又は第4種DFIを選択している契約者回線については、この基本使用料の適用に規定する場合のほか、当社が別に定めるところによります。)は、あらかじめ料金種別を変更する日及び変更する料金種別を契約者に通知のうえ、当社が指定する料金種別に変更するとともに、一定期間他の料金種別への変更を制限します。</p> <p>この場合において、当社は、その契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われていた又は他人の通信を媒介していたと当社が認めた日から、契約者が、変更後の料金種別を選択していたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を、契約者に請求します。</p>
(2) 各種割引の適用等	<p>ア (1)欄の規定によるほか、当社は、契約者回線に係る基本使用料について、この1-1（適用）及び1-2（タイプIに係る適用）の規定に基づき適用（選択制による割引等の適用を除きます。）又は取扱いを行います。</p> <p>イ 当社は、契約者から届出があったときは、その契約者回線に係る基本使用料について、この1-1及び1-2の規定に基づき選択制による割引等を適用します。</p> <p>ただし、割引等の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その割引等の適用に関する契約者からの届出を承諾しないことがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。</p>

	<p>ウ 当社は、業務の遂行上やむを得ないときは、この 1-1 及び 1-2 の規定にかかわらず、選択制による割引等の開始日若しくは廃止日又は適用を変更することがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。</p> <p>エ 当社は、1-2 に規定する指定回線基本使用料の適用又は指定回線基本使用料割引の適用（以下「指定回線基本使用料等の適用」といいます。）を選択している 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者が、料金種別を変更する（変更前の料金種別と料金タイプの異なる料金種別に変更する場合に限りです。）ときは、変更後の料金タイプに係る指定回線基本使用料等の適用を選択したものととして取り扱います。</p>
(3) (削除)	
(4) (削除)	
(5) (削除)	
(6) (削除)	
(7) (削除)	
(8) 半年割引の適用 【半年おトク割】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(9) 単年割引 2 の適用 【1 年おトク割+】	提供条件は当社が別に定めるところによります。

1-2 タイプ I に係る適用

基本使用料の適用							
(1) (削除)							
(2) (削除)							
(3) (削除)							
(4) 指定回線基本使用料の適用 【家族割引】	<p>ア 指定回線基本使用料とは、3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者（以下この欄において「契約者」といいます。）の選択により、指定回線群のうち 3G サービスの契約者回線、3G サービス(f)の契約者回線、3G サービス(s)の契約者回線及び 3G サービス(i)の契約者回線（タイプ I に係るものに限りです。以下この欄において同じとします。）に係る基本使用料について、選択した料金種別（以下この欄において「選択料金種別」といいます。）により、2（料金額）に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">選択料金種別</th> <th style="width: 50%;">料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 7 種 I</td> <td>基本使用料と同額</td> </tr> <tr> <td>第 4 種 DF I</td> <td>基本使用料と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 指定回線基本使用料の適用は、契約者であって、基本使用料について、料金種別の第 7 種 I を選択している場合であって、(2)欄の適用を受けていない場合に限り、選択することができます。</p> <p>ウ 指定回線群を構成する 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)及び 3G サービス(i)の契約者回線等（以下この欄において「契約者回線等」といいます。）に係る料金その他の債務については、指定回線群ごと一括して請求します。</p> <p>ただし、指定回線群を構成する 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)の契約者回線ごとの請求を希望する申出があった場合は、この限りではありません。</p>	選択料金種別	料金額（月額）	第 7 種 I	基本使用料と同額	第 4 種 DF I	基本使用料と同額
選択料金種別	料金額（月額）						
第 7 種 I	基本使用料と同額						
第 4 種 DF I	基本使用料と同額						

エ 指定回線基本使用料を選択する契約者は、1の指定回線群を指定して、当社に届け出ていただきます。この場合において、その届出が新たに指定回線群を構成する届出であるときは、その届出のあった指定回線群の中から代表回線を指定していただくこととし、代表回線の指定がない場合は、当社が別に定める方法により指定するものとします。

オ 当社は、エの届出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いてこれを承諾します。

(ア) 契約者が法人であるとき。

(イ) その届出のあった契約者回線等に係る住所又は居所が、代表回線に係る住所又は居所と異なるとき。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(ウ) その代表回線の契約者が、指定回線群を構成する回線に係る料金その他の債務について一括して支払うことを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ) 指定回線群を構成する回線数が2以上10以内の範囲とならないとき。

(オ) 契約者の氏名が代表回線の契約者の氏名と異なるとき。

ただし、当社が別に定める基準に適合するときはこの限りではありません。

(カ) 指定回線基本使用料の適用を選択する契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するものと当社が認めるとき。

カ 指定回線基本使用料の適用を開始する場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。

区分	指定回線基本使用料の適用
1 3G サービス契約、3G サービス(f)契約、3G サービス(s)契約又は3G サービス(i)契約の締結と同時に指定回線基本使用料を選択したとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の基本使用料から、この指定回線基本使用料の適用の対象とします。
2 既に3G サービス契約、3G サービス(f)契約、3G サービス(s)契約又は3G サービス(i)契約を締結している者が新たに指定回線基本使用料を選択したとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月以降の基本使用料から、この指定回線基本使用料の適用の対象とします。

キ 当社は、指定回線基本使用料の適用を受けている3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は3G サービス(i)の契約者回線について、契約者から指定回線基本使用料の適用を廃止する届出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、指定回線基本使用料の適用を廃止します。

この場合において、廃止のあった3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は3G サービス(i)の契約者回線が代表回線であるときは、当社がその指定回線群の中から新たに代表回線を指定します。

(ア) 3G サービス利用権、3G サービス(f)利用権、3G サービス(s)利用権又は3G サービス(i)利用権の譲渡があったとき。

(イ) 3G サービス契約、3G サービス(f)契約、3G サービス(s)契約又は3G サービス(i)契約の解除があったとき。

(ウ) オ(カ)の規定に該当することが判明したとき。

(エ) その他イ又はオに規定する条件を満たさなくなったとき。

ク 当社は、次のいずれかに該当する場合には、その指定回線群を構成する全ての契約者回線等について指定回線基本使用料の適用を廃止することがあります。

(ア) 契約者が、指定回線群を構成する契約者回線等に係る料金その他の債務について当社が定める支

	<p>払期日を経過してもなお支払わないとき。</p> <p>(イ) 指定回線群を構成する 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)の契約者回線が、オ(カ)の規定に該当することが判明したとき。</p> <p>ケ 指定回線基本使用料の適用を廃止する場合は、その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの基本使用料について、この指定回線基本使用料の適用の対象とします。</p> <p>コ 指定回線基本使用料の適用は、料金月単位で行います。</p>
(5) (削除)	
(6) (削除)	
(7) (削除)	
(8) (削除)	
(9) (削除)	
(10) 障がい者割引に係る基本使用料割引の適用 (タイプ I) 【基本プラン (音声)】 【ハートフレンド割引 (基本プラン(音声))】	提供条件は当社が別に定めるところによります。

2 料金額

2-1 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)及び 3G サービス(i)基本使用料

2-1-1 タイプ I に係るもの

料金種別	単位	料金額 (月額)
第 7 種 I 【基本プラン(音声)】	1 契約ごとに	提供条件は当社が別に定めるところによります。

2-2 (削除)

2-3 モジュールサービス(i)基本使用料

料金種別	単位	料金額 (月額)
第 4 種 DF I 【基本プラン(データ)】	1 契約ごとに	提供条件は当社が別に定めるところによります。